

独立行政法人整理合理化計画の取組状況

(横断的事項)

平成20年10月8日

行政改革推進本部事務局

この資料は、独立行政法人整理合理化計画のフォローアップの一環として行った調査(8月末時点)について、各府省から提出された回答を行政改革推進本部事務局において取りまとめたものである。

目 次

1. 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）
の概要（横断的事項） 1
 2. 横断的事項に係る取組状況（例） 2
-

1. 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)の概要 (横断的事項)

業務運営の効率化施策

随意契約の徹底見直し

競争性のない随意契約 約7割減

- 随意契約によることができる限度額の基準等を国と同様に
- 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約1兆円を約7割(0.7兆円)減(18年契約実績ベース)
⇒金額ベースで48%→14%と国並みに

保有資産の売却、国庫返納等

6100億円

(処分対象資産の簿価。事務局まとめ)

- 保養所をはじめ、土地・建物等の売却、国庫返納等を推進
- 事業に土地・建物等が必要な場合にも、証券化等による資産圧縮を検討
- 金融資産についても圧縮を推進

【例】雇用能力開発機構(雇用促進住宅 4570億円)、国立印刷局(大手町敷地 850億円)

給与水準の見直し

人件費総額5年5%を削減

- 人件費総額を行政改革推進法の規定に沿って着実に削減
- 給与水準の高い法人は、社会的に理解が得られる水準に
- 能力・実績を給与に反映

官民競争入札等の積極導入

29事業で新規導入

- 新たに20法人、29事業を対象

業務運営の自律化施策

ガバナンスの強化

内閣としての一元的関与等

- 理事長、監事、評価委員会委員の任命に内閣が一元的関与
- 理事長の公募制を含めた適材適所の人材登用
- 役職員の職務執行の在り方を含め内部統制の在り方を検討
- 現行の府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みとする等の方向で検討

関連法人等との関係の透明化・適正化

- 関連法人への再就職の状況、関連法人との契約の状況を一体としてディスクロージャー
- 国から独法への再就職、独法から関連法人への再就職について、その在り方を検証

2. 横断的事項に係る取組状況（例）

業務運営の効率化施策

事項名	整理合理化計画のポイント	取組状況
随意契約の徹底見直し	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 随意契約によることができる限度額の基準等を国と同様に ➢ 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約1兆円を約7割(0.7兆円)減(18年契約実績ベース) ⇒ 金額ベースで48%→14%と国並みに 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全法人において、限度額の基準等を国と同額の基準に設定済。 ➢ 各独法は、随意契約見直し計画に沿って、原則として一般競争入札等競争性のある契約によることとしている。 ⇒ 19年度第4四半期以降、見直しが実施され、19年度は、全契約中、「競争性のない契約」の割合は、47.6→39.7%の減少(金額ベース)（「随意契約見直し計画」は原則として20年1月以降実施）
保有資産の売却、国庫返納等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保養所をはじめ、土地・建物等の売却、国庫返納等を推進(簿価6100億円) ➢ 事業に土地・建物等が必要な場合にも、証券化等による資産圧縮を検討 ➢ 金融資産についても圧縮を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 不要財産の国庫返納・売却処分を義務付ける独法改革法案を先の通常国会に提出(継続審議)。 ➢ 19年度末までに対応することとされた資産(13件、簿価36億円)については、廃止・処分が進捗(処分済6件、処分見込6件、用途廃止1件)。 ➢ 20年度以降対応することとされた資産についても、処分が進捗(処分済36件)。 ➢ 金融資産見直しについて、フォローアップ実施中。
給与水準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人件費総額を行政改革推進法の規定に沿って着実に削減 ➢ 給与水準の高い法人は、社会的に理解が得られる水準に ➢ 能力・実績を給与に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 19年度において、基準となる17年度実績に比して、人件費1.7%(83法人)、人員6.3%(17法人)の減。 ➢ 事務・技術職員の給与水準が国を上回る全法人において、自ら給与水準に関する総点検を行い、目標水準・期限を設定し給与水準の適正化に取り組む。 ※22年度までに、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は最大22ポイント、平均約2ポイントの減と推計。 ➢ 能力・実績給の導入については約80%が導入済。
官民競争入札等の積極導入	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新たに20法人、29事業を対象 	<ul style="list-style-type: none"> (別途、官民競争入札等監理委員会事務局においてフォローアップを実施)

業務運営の自律化施策

事項名	整理合理化計画のポイント	取組状況
ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 理事長、監事、評価委員会委員の任命に内閣が一元的関与 ➢ 理事長の公募制を含めた適材適所の人材登用 ➢ 役職員の職務執行の在り方を含め内部統制の在り方を検討 ➢ 現行の府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みとする等の方向で検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 以下の内容を盛り込んだ独法改革法案を先の通常国会に提出(継続審議)。 <ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会委員は内閣総理大臣任命 ・理事長、監事の任命に際し、内閣承認を導入 ・理事長、監事について、公募制原則を導入 ・監事・会計監査人の職務権限を充実強化、内部統制システム構築を義務付け ・府省評価委員会を廃止し、一元的な評価機関として、総務省に独立行政法人評価委員会を設置
関連法人等との関係の透明化・適正化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関連法人への再就職の状況、関連法人との契約の状況を一体としてディスクロージャー ➢ 国から独法への再就職、独法から関連法人への再就職について、その在り方を検証 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関連法人への再就職の状況、関連法人との契約の状況を一体的に情報開示(20年3月)。 ➢ 独法の理事長における国家公務員出身者の割合は、65%(16年)→44%(19年)に低下。 ➢ 国から独法への再就職については、改正国家公務員法により、各府省のあつせん禁止等の規制を導入(遅くとも21年から実施)。 ➢ 以下の内容を盛り込んだ独法改革法案を先の通常国会に提出(継続審議)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー企業等へのあつせんの禁止 ・法令等違反行為を伴う現役の求職活動の禁止 ・再就職者から法令等違反行為の働きかけを受けた役職員に対する届出義務 <p style="font-size: small;">※特定独法の役職員については、改正国家公務員法の規制が適用される。</p>

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

項目	整理合理化計画	フォローアップ							
		実施主体	達成度		達成時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)		
				実数	割合			実数	割合
①	独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう平成19年度中に措置する。	独立行政法人 102 (注)本年4月に廃止された緑資源機構を含む(以下同じ)。	達成済	102	100.0%	～平成19年度末	102	100.0%	随意契約によることができる限度額の基準について引き下げを行い、国と同額の基準に設定した(契約事務取扱い規則を改正)。【沖縄科学技術研究基盤整備機構】
						平成20年4月～平成20年8月	0	0.0%	
			達成予定	0	0.0%	平成20年9月～平成20年度末	0	0.0%	
						平成21年度	0	0.0%	
						平成22年度～	0	0.0%	
			達成困難	0	0.0%				
			該当なし	0	0.0%				
②	各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、	独立行政法人 102	達成済	13	12.7%	～平成19年度末	8	7.8%	第1四半期においては、達成していないものの、平成20年度1年間においては随意契約見直し計画の目標を達成する見込みである。【労働安全衛生総合研究所】 随意契約見直し計画において、入札化を図るとした54件のうち、平成20年3月31日現在で、16件入札化したところであり、引き続き見直し計画に沿って入札化を図っていくところである。【医薬品医療機器総合機構】 20年度4月～6月実績の太宗はシステム関係であり、21年度末までに一般競争入札等に移行する予定。【日本貿易保険】
						平成20年4月～平成20年8月	5	4.9%	
			達成予定	88	86.3%	平成20年9月～平成20年度末	67	65.7%	
						平成21年度	6	5.9%	
						平成22年度～	14	13.7%	
			達成困難	0	0.0%	記載無し	1	1.0%	
			該当なし	1	1.0%				
	競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。	独立行政法人 102						19年度は第4四半期以降、見直しが実施されているが、18年度実績に比して、「競争性のある契約」が約3,400億円(約8千件)増加し、契約全体に占める割合は、金額で52.4%から60.3%に、件数で36.0%から46.0%に増加(「随意契約見直し計画」は原則として20年1月以降実施) 【国】 19年度実績 競争性のある契約 72%(金額ベース) 79%(件数ベース) 【独法】19年度実績 競争性のある契約 60.3%(金額ベース) 46.0%(件数ベース)	

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

項目	整理合理化計画		フォローアップ							
			実施主体	達成度		達成時期			その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
				実数	割合		実数	割合		
③	各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	独立行政法人 102	達成済	90	88.2%	～平成19年度末	75	73.5%	審査結果については、プロポーザルの提出者全員に文書にて通知している。【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】 平成19年10月に契約審査委員会及び外部有識者による入札監視委員会を設置し契約事務の適正化に努めている。【家畜改良センター】 一般競争入札等は実施時に全て機構ホームページで公告、一部は官報または英文でも公告している。企画競争等の評価は仕様が満たされれば方法は特定しない等、参加者の公平性を確保に配慮している。更に一般競争入札等の結果も公示しており、透明性と公平性を確保して実施している。【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】 応募要件等を契約審査委員会で審査するとともに、入札等の結果応札者等が1社の場合、契約審査委員会へ報告。【宇宙航空研究開発機構】	
						平成20年4月～平成20年8月	14	13.7%		
			達成予定	12	11.8%	平成20年9月～平成20年度末	12	11.8%		企画競争に関し、ホームページにおいて案件情報を公示するとともに、契約相手方を決定後速やかに選定結果を開示。平成20年10月に、競争性をさらに高めるため、機構登録業者に対し公告及び公示情報を電子メールで配信するサービスを開始予定。公募については、ホームページにおいて提案募集を行うとともに、提案の採択において、JICAによる内部審査に加え、第三者による審査等を実施。【国際協力機構】
						平成21年度	0	0.0%		
						平成22年度～	0	0.0%		
			達成困難	0	0.0%	記載無し	1	1.0%		
該当なし	0	0.0%								
④	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。	独立行政法人 102	達成済	86	84.3%	～平成19年度末	24	23.5%	年間契約案件の契約手続きに際し、競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、事前に監事への説明を行うこととした。【国立科学博物館】 基金監事により、毎月1回、随意契約を含めた入札・契約の状況についてチェックを行うこととしている。【平和祈念事業特別基金】 契約手続きの適性化を確保するため、予定価格が一定金額を超える契約については、契約計画の時点で監事のチェックを受けている。【国立印刷局】	
						平成20年4月～平成20年8月	62	60.8%		
			達成予定	15	14.7%	平成20年9月～平成20年度末	12	11.8%		19年度当該事項の監査を実施しているが、次のとおり厳格化する。①20年度監事監査計画書の「監査重点項目」に当該事項の監査を掲げた。②機構の「契約審査会」に出席し、随意契約の見直し計画の進捗状況、契約予定案件の妥当性等をチェックする。③年度監査に加え、定期的に契約の妥当性等について契約案件のチェックを行う。【福祉医療機構】 「契約の締結、履行その他契約の状況」に関しては、監事の監査計画書に項目がありチェックされているものの、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については平成19年度監査報告書に言及されていないため、次回から言及してもらうこととする。【労働安全衛生総合研究所】
						平成21年度	1	1.0%		
						平成22年度～	2	2.0%		
			達成困難	0	0.0%					
該当なし	1	1.0%				当機構は19年10月発足のため、随意契約見直し計画は未策定。【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】				
	評価委員会による事後評価	所管省庁 11	政策評価・独立行政法人評価委員会が行う二次評価においてフォロー。							

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

項目	整理合理化計画	フォローアップ							
		実施主体	達成度		達成時期			その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
			実数	割合		実数	割合		
⑤	各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	独立行政法人 102	達成済	101	99.0%	～平成19年度末	19	18.6%	
						平成20年4月 ～平成20年8月	82	80.4%	
			達成予定	0	0.0%	平成20年9月 ～平成20年度末	0	0.0%	
						平成21年度	0	0.0%	
						平成22年度～	0	0.0%	
			達成困難	0	0.0%				
			該当なし	1	1.0%				当機構は19年10月発足のため、随意契約見直し計画は未策定。【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】
⑥	総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。	総務省	総務省にて取りまとめ、公表(平成20年7月4日(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080704_4.pdf))。						

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2) 保有資産の見直し

項目	整理合理化計画	フォローアップ					
		実施主体	達成度		達成時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)
			実数	割合	実数	割合	
①	各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。	独立行政法人 102	「独立行政法人の保有資産の見直し」(平成20年9月3日行政改革本部事務局)において報告。				
	このため、所要の条件整備を行う。		不要財産の処分義務を規定するとともに、処分計画の中期計画への記載を義務付け、国費で取得した不要財産の国庫納付を義務付け、国庫返納に伴う減資等について所要の規定の整備を目的とする独法改革法案を第169回国会に提出。				
②	各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。	独立行政法人 102	「独立行政法人に関する概算要求等の状況について」(平成20年10月9日行政改革本部事務局)において報告。		<p>資産保有の必要性を検討する体制を整備し、現有資産について、保有すべき合理的な理由を有するかに関する判定基準の策定作業を進めている。【労働者健康福祉機構】</p> <p>今後、内部統制の一環として「資産の保全」の観点から、理事長が行うマネジメントレビュー等の機会を活用して定期的な見直しを行うことを検討する。【農林水産消費安全技術センター】</p> <p>資産の利用度ならびに保有の必要性については、毎年1月に建物・船舶等を対象に資産の減損に係わる調査を実施し、その結果を外部委員による評価を踏まえた本校の評価会議で自己評価すると共に、主務省独法評価委員会に報告して外部委員からのチェックを受けているところである。【水産大学校】</p> <p>当機構では、現在、保有宿舍の約9割を利用しており、効率的に使用している。また、宿舍料についても、国の基準に準じて見直しを行うなど、適切な管理運営を行っている。【農畜産業振興機構】</p>		
	各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、	独立行政法人 102	/				<p>第1期中期目標期間中の積立金及び回収した貸付金等の元金について、第2期中期目標期間への繰越積立金及び国際協力銀行との統合準備経費を除いた57億円を国庫返納済み。【国際協力機構】</p> <p>省エネ債務保証・利子補給について、一部を除き19年度末に廃止したことにより、不要となった当該保証基金について、減資規程等の法整備が整い次第、国庫へ返納する予定。また、石炭経過勘定における貸付金償還業務にかかる償還金については、法令に基づき経済産業大臣が国庫へ返納すべき額として定めた18.7億円を、政府の手続が完了次第国庫へ返納することとしている。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】</p> <p>一般債務保証(第一期中期目標期間末に廃止)に係る一般会計政府出資金34.5億円について、所要の法改正が措置されることを前提に、被保証者から融資金融機関への償還状況を勘案しつつ国庫返納する予定。【情報処理推進機構】</p>

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2)保有資産の見直し

項目	整理合理化計画	フォローアップ						その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
		実施主体	達成度		達成時期				
			実数	割合	実数	割合			
③	<p>既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。</p> <p>また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。</p>	独立行政法人 102	/						<p>ドミニカ共和国の移住者向け融資について、現地通貨建てへの変更及び民事再生法や破産法に準拠した債務免除措置により、平成19年度に1.2億円の圧縮を実施。【国際協力機構】</p> <p>貸付債権の資産担保証券については、機構においても調査研究を行ってきたところであるが、当面、発行は適当でないとの結論に至った。なお、今後も、引き続き、情報収集をすることとしている。【福祉医療機構】</p> <p>技能者育成資金について、滞納者に対する文書及び電話督促の徹底、法的手続を前提とした催告書の送付等の回収業務の強化を図っているところである。【雇用・能力開発機構】</p> <p>不良化している貸付けの早期処分等については、計画通り順調に回収或いは回収の最大化に向け計画的に進めている。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】</p> <p>証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、機構の経営状況・実施に係るコストを踏まえ検討を進め、平成21年3月までに結論を得る予定。【都市再生機構】</p> <p>既往債権の証券化については、平成17年度より実施し、平成20年3月末現在3兆7,000億円(発行額ベース)分を証券化している。【住宅金融支援機構】</p>
			達成済	46	45.1%	～平成19年度末	45	44.1%	<p>従来、数十億円～100億円程度の余裕金が生じた都度(概ね3ヶ月毎)資金運用を行っていたものを、原則として毎月末の余裕金を翌月から運用開始することとした。(運用機関については従来から競争入札により決定)【年金・健康保険福祉施設整備機構】</p> <p>維持管理積立金についてより適正な運用を図るため、平成20年2月22日に資金の管理及び運用に関する規程の改正を行った。【環境再生保全機構】</p> <p>小規模企業共済の運用にあたっては、次期中期目標期間中に繰越欠損金を解消することを旨として、運用の基本方針の見直しの検討に着手(外部専門家で構成された資産運用委員会において、運用の基本ポートフォリオについて前広な見直しを進めている)。平成20年度中に次期中期目標期間における新しい基本ポートフォリオを策定する予定。【中小企業基盤整備機構】</p> <p>現預金については元本の安全性確保を最重要とすることから、無利息型預金としていくところであるが、運用体制及び運用方針について今後検討する。【国立科学博物館】</p>
			達成予定	14	13.7%	平成20年4月～平成20年8月	1	1.0%	
						平成20年9月～平成20年度末	11	10.8%	
						平成21年度	0	0.0%	
平成22年度～	2	2.0%							
達成困難	0	0.0%	記載無し	1	1.0%				
該当なし	42	41.2%							

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2) 保有資産の見直し

項目	整理合理化計画		フォローアップ							
			実施主体	達成度		達成時期			その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
					実数	割合		実数		割合
④	保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	監事による監査	独立行政法人 102	達成済	68	66.7%	～平成19年度末	23	22.5%	平成20事業年度の監事監査計画において、保有資産の見直しの状況については監査事項と定めて監査を実施した。【日本万国博覧会記念機構】 平成20年度監事監査方針・計画に基づき監査を実施。21年度以降も適切に実施。【農業環境技術研究所】 「資産の管理状況」に関しては、監事の監査計画書に項目がありチェックされているものの、「保有資産の見直し状況」については平成19年度監査報告書言及されていないため、次回から言及してもらうこととする。【労働安全衛生総合研究所】 整理合理化計画策定を受けて、平成20年9月までに保有資産の見直しの状況についても、監査項目に含む旨を理事長に通知し、当該項目の監査の厳格化を図ることとした。【労働者健康福祉機構】
							平成20年4月 ～平成20年8月	45	44.1%	
				達成予定	23	22.5%	平成20年9月 ～平成20年度末	18	17.6%	
							平成21年度	2	2.0%	
							平成22年度～	2	2.0%	
	達成困難	0	0.0%	記載なし	1	1.0%				
			該当なし	11	10.8%					
	評価委員会による事後評価	所管省庁 11	政策評価・独立行政法人評価委員会が行う二次評価においてフォロー。							

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(3)官民競争入札等の積極的な適用

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ				その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)
			達成度		達成時期		
			実数	割合	実数	割合	
	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	独立行政法人 102	官民競争入札等監理委員会事務局において、フォロー。				

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

項目	整理合理化計画	フォローアップ							
		実施主体	達成度		達成時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)		
			実数	割合	実数	割合			
① ア	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。	独立行政法人 102	総務省にて取りまとめ、公表(平成20年7月24日、総務省のホームページ(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080724_6.html))。						
イ	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	所管省庁 11	達成済	10	90.9%	<p>～平成19年度末</p> <p>平成20年4月～平成20年8月</p>	<p>4</p> <p>6</p>	<p>36.4%</p> <p>54.5%</p>	<p>事務・技術系職員については、少人数による効率的な実施に努めるため、国からの出向者のみで対応していたが、一層の人件費の削減に資するため、平成20年度から一部出向者に代えて任期付職員を採用している。【酒類総合研究所】</p> <p>段階的に引き下げ措置を講じてきた本部職員の特地勤務手当を平成20年度において廃止。【奄美群島振興開発基金】</p> <p>平成20年度には、新たに導入した人事評価制度を活用し、賞与以外の給与にも法人の業績評価やその職員の勤務成績の反映を行うなど給与体系の見直しを進める。また、今後、業務の見直し等に併せて、管理職数の削減に努める。【環境再生保全機構】</p> <p>貸付事業と経営支援の連携強化を図る観点から組織体制の見直しを行うとともに、組織のスリム化により課長ポスト4ポスト削減を実施。【福祉医療機構】</p> <p>平成20年度6月期について、①期末手当の支給月数を0.2月削減②期末・勤勉手当に係る管理職加算割合を半減措置に加え更に100分の2削減を実施。【労働者健康福祉機構】</p>
			達成予定	0	0.0%	<p>平成20年9月～平成20年度末</p> <p>平成21年度</p> <p>平成22年度～</p>	<p>0</p> <p>0</p> <p>0</p>	<p>0.0%</p> <p>0.0%</p> <p>0.0%</p>	
			達成困難	0	0.0%				
			該当なし	1	9.1%				

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

項目	整理合理化計画	フォローアップ							
		実施主体	達成度		達成時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)		
			実数	割合	実数	割合			
ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	所管省庁 11	達成済	10	90.9%	～平成19年度末	6	54.5%	①俸給月額引き下げ、②管理職手当引き下げ、③管理職割合引き下げ等により給与水準の適正化を図り、中期目標の終了時までに対国家公務員地域別指数(平成18年度 110.0)について10ポイント低下させることとしている。【農業者年金基金】 ①特別都市手当(国の地域手当に相当)の抑制、②管理職割合の引下げ等により給与水準の適正化を図り、中期目標期間の終了時(平成24年度)までに地域・学歴を勘案した対国家公務員指数(平成19年度102.0)について100まで低下させることとしている。【農林漁業信用基金】
						平成20年4月～平成20年8月	4	36.4%	
			達成予定	0	0.0%	平成20年9月～平成20年度末	0	0.0%	
						平成21年度	0	0.0%	
						平成22年度～	0	0.0%	
			達成困難	0	0.0%				
該当なし	1	9.1%							
エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	所管省庁 11	達成済	9	81.8%	～平成19年度末	8	72.7%	独立行政法人整理合理化計画を受けて、産総研は現行の役員給与規程を改正し、理事長の給与見直しを行った。(平成20年度から理事長給与は、事務次官の年俸を下回るように年俸を改定した。)【産業技術総合研究所】
						平成20年4月～平成20年8月	1	9.1%	
			達成予定	0	0.0%	平成20年9月～平成20年度末	0	0.0%	
						平成21年度	0	0.0%	
						平成22年度～	0	0.0%	
達成困難	0	0.0%							
該当なし	2	0.0%							
オ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。	独立行政法人 102	達成済	101	99.0%	～平成19年度末	5	4.9%	
						平成20年4月～平成20年8月	96	94.1%	
			達成予定	0	0.0%	平成20年9月～平成20年度末	0	0.0%	
						平成21年度	0	0.0%	
						平成22年度～	0	0.0%	
達成困難	0	0.0%							
該当なし	1	1.0%							

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

項目	整理合理化計画	フォローアップ							
		実施主体	達成度		達成時期			その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
			実数	割合		実数	割合		
②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。	独立行政法人 102	達成済	82	80.4%	～平成19年度末	77	75.5%	職員を対象として、平成20年1月より人事評価制度の運用を開始。同年1～3月の試行を経て、4月から本格的評価を実施。実績評価の結果は20年12月期の賞与へ、能力評価の結果は21年4月の昇給から反映予定。【年金積立金管理運用】 役員報酬については、平成20年6月に規定の改正を行い、法人の評価等の業績勘案部分について、賞与を増減できるように改正した。職員については、ポイント制や目標管理制といった評価方法を導入し、その結果を賞与に反映させている。【物質・材料研究機構】 平成20年度からは一般職員についても、昇任・昇格を成績(5段階)に応じて差を設けるとともに、組織評価を賞与に反映できるようにした。【原子力安全基盤機構】 研究職員については全員を対象とした業績評価を実施し、研究管理職員についてはその評価結果を勤勉手当に反映させており、管理職以外の研究職員については平成22年4月以降、業績評価結果の研究職昇給、勤勉手当等へ反映をさせるための検討中。一般職員及び技術専門職員については、全員を対象とした新たな人事評価制度を導入するための試行を平成20年度及び21年度に行い、22年度には本格導入により処遇への反映を行うこととしている。【農業・食品産業技術総合研究機構】
						平成20年4月～平成20年8月	5	4.9%	
			達成予定	19	18.6%	平成20年9月～平成20年度末	3	2.9%	
						平成21年度	2	2.0%	
						平成22年度～	14	13.7%	
			達成困難	0	0.0%	記載なし	1	1.0%	
			該当なし	1	1.0%				
③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	独立行政法人 102	達成済	72	70.6%	～平成19年度末	18	17.6%	監事による監査と連携した評価を実施するため、分科会・部会における評価の実施に当たっては、監事の出席を求め、監事から監査結果の報告を聴取した上で評価を実施することとした。同機構では、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、給与水準の状況について監事監査を実施。【情報処理推進機構】 平成20年9月までに給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等についても監査項目に含む旨を監事から理事長に通知し、当該項目の監査の厳格化を図ることとした。【労働者健康福祉機構】 日常監査の監事回付文書の閲覧の中で、給与水準の公表にかかる文書について監査した。今後、監査計画書の監査の主眼点に盛り込む等の検討を行う。【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】
						平成20年4月～平成20年8月	52	51.0%	
			達成予定	28	27.5%	平成20年9月～平成20年度末	23	22.5%	
						平成21年度	3	2.9%	
						平成22年度～	1	1.0%	
			達成困難	0	0.0%	記載なし	3	2.9%	
			該当なし	2	2.0%				
	評価委員会による事後評価	所管省庁 11	政策評価・独立行政法人評価委員会が行う二次評価においてフォロー。						

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

項目	整理合理化計画	フォローアップ							
		実施主体	達成度		実施時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)		
				実数	割合	実数		割合	
ア	各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないとき等は解任事由となり得ることを再確認する。	独立行政法人 102	達成済	71	69.6%	～平成19年度末	65	63.7%	法人内の個人業績評価委員会において、職員の個人業績の評価を行い、給与に反映。【情報通信研究機構】 毎年度行う短期評価(目標設定管理型)と一定の評価対象期間を経て行う長期評価からなる評価制度を導入している。短期評価の結果は、賞与の一部である業績手当に反映し、長期評価の結果は昇格等に反映。【産業技術総合研究所】 役員報酬については、平成20年6月に規定の改正を行い、法人の評価等の業績勘案部分について、賞与の全体を増減できるように改正した。職員については、ポイント制や目標管理制といった評価方法を導入し、その結果を賞与に反映させている。【物質・材料研究機構】 整理合理化計画を踏まえ、業務の客観的・定量的な評価の実現を目指し、役職や職種に応じて求められる業務水準の違いの明確化、業務の難易度、配属部署を超えた全社業務についての評価項目への言及、人材育成や自己啓発を目標設定に組み込む等の評価制度の改変を実施した。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】 平成20年9月から、一般職員等の人事評価制度(目標管理型)の試行を実施する予定であり、現中期計画期間中は試行を重ねるなど検討を行うこととしている。【森林総合研究所】 職員について、さらに平成20年度より人事評価制度の本格実施を予定しており、業務実績及び勤務成績等を平成21年度から職員の給与に反映することとしている。【国立健康・栄養研究所】 研究職員については全員を対象とした業績評価を実施しており、22年4月以降、業績評価結果を昇給、勤勉手当等へ反映させるための検討中。【国際農林水産業研究センター】 能力・実績給の導入に関しては、国と同様の制度を設けているが、職員の能力及び業績を的確に評価し、能力給に係る制度を適正に運用するため、目標管理を取り入れた新たな評価制度の導入を検討中。【航海訓練所】
						平成20年4月 ～平成20年8月	6	5.9%	
			達成予定	31	30.4%	平成20年9月 ～平成20年度末	6	5.9%	
						平成21年度	3	2.9%	
						平成22年度～	21	20.6%	
			達成困難	0	0.0%				
			該当なし	1	1.0%				
イ	各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	独立行政法人 102	独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等(内部統制システム)を業務方法書の記載事項として明記することを目的とする独法改革法案を第169回国会に提出。					法令、社会的規範や内部規程の遵守状況の確認のみならず、法人の業務改善活動の重要な取組として内部監査を実施、その結果を理事長が行うマネジメントレビューに反映することにより、継続的な業務改善に努めている。【農林水産消費安全技術センター】 本年4月1日にコンプライアンス推進室を設置、コンプライアンス推進規程の策定、事業部等へのコンプライアンス責任者の配置等により、事業部との連携強化等内部統制機能の強化を図った。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】 19年度中に85の研究テーマについて研究費内部監査を実施し、規則遵守の不徹底、不注意等40件を指摘し、直ちに是正。また、内部統制制度の本格検討のため、コンサルタントを活用して業務フロー作成に着手。【海上技術安全研究所】	

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

項目	整理合理化計画	フォローアップ						
		実施主体	達成度		実施時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
			実数	割合	実数	割合		
ウ	独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。		内部統制の規定の整備を目的とする独法改革法案を第169回国会に提出。					
エ	特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	特定独立行政法人以外の独立行政法人 93	達成済	64	68.8%	～平成19年度末 39 41.9% 平成20年4月～平成20年8月 25 26.9%	弊所HPにて、各規程類の閲覧が可能になっている。【経済産業研究所】 機構のホームページ上で就業規則を公表済み。【沖縄科学技術研究基盤整備機構】 整理合理化計画を踏まえ勤務条件等をHPで公表している。【酒類総合研究所】 就業規則の勤務時間等該当部分を抜粋して公表する。【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】 公表する具体的な勤務条件について検討中。【労働者健康福祉機構】 法人の役職員給与規程の改正の時期にあわせて公表予定。【平和祈念事業特別基金】	
達成予定	29	31.2%	平成20年9月～平成20年度末 21 22.6% 平成21年度 6 6.5% 平成22年度～ 2 2.2%					
達成困難	0							
該当なし	9							
オ	各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	独立行政法人 102	達成済	80	78.4%	～平成19年度末 49 48.0% 平成20年4月～平成20年8月 31 30.4%		北方領土問題に関する啓発施設に意見相を設置し、また、交流事業等の実施の際にアンケートを行い、参加者の意見・要望等を事業運営の改善に繋げている。【北方領土問題対策協会】 市民会員制度を設置。会員に対し事業・業務の各種情報の提供を行い、会員から意見、要望等を広く吸い上げる仕組みを構築。また、インターネット・ブログを通じて、各種事業へのインターネットを通じた国民の意見の吸い上げも行っている。【国際交流基金】 中小企業も含めた企業や大学にインタビューを実施し、得られた結果を基に次年度のマネジメントの改善を図り、実施者へのフィードバックを行っている。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】 業務の重点化と効率化を図っていく上での課題等を抽出するため、JNES事業の関係者などを対象として、アンケート及びインタビューを実施。現在、これらの結果も踏まえながら、課題に対応していくための組織改編案を検討中。【原子力安全基盤機構】
達成予定	21	20.8%	平成20年9月～平成20年度末 11 10.8% 平成21年度 9 8.8% 平成22年度～ 0 0.0%					
達成困難	0	0.0%	記載なし 1 1.0%					
該当なし	1	1.0%						
カ	独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。	監事 評価委員会の委員	法人の長及び監事の任命に際しては、公募の状況、任命等の理由等、考慮した評価結果等を記載した書面を内閣に提出して、内閣の承認を得ることとする独法改革法案を第169回国会に提出。					
			独法の評価機能を一元化し、新たに総務省に置く独立行政法人評価委員会に担わせることとし(各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会は廃止)、委員は内閣総理大臣が任命することとする独法改革法案を第169回国会に提出。					

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

項目	整理合理化計画	フォローアップ							
		実施主体	達成度		実施時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)		
			実数	割合	実数	割合			
ア	国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。		国家公務員法改正法(平成19年法律第108号)により、国からの独立行政法人の再就職について各府省の斡旋等の規制を導入。						
イ	また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。		特定独立行政法人以外の独立行政法人の役職員が密接関係法人等に対して行うあっせんを原則禁止、現職の役職員が業務に係る法令等違反行為に関して行う求職活動を禁止、再就職者からの業務に係る法令等違反行為の働きかけを受けた役職員について法人の長への届出を義務付けることとする独法改革法案を第169回国会に提出。						
ウ	独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。		主務大臣は、法人の長及び監事の任命に当たっては、再任等一定の場合を除き、公募を活用する等広く候補者を求めることとする独法改革法案を第169回国会に提出。						
エ	各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。	独立行政法人102	達成済	83	81.4%	～平成19年度末	75	73.5%	「独立行政法人から関連法人への補助・取引等及び再就職の状況」について、一体として機構のホームページ上で公開済み。【国際協力機構】 関連法人への補助・取引等及び再就職の状況についてホームページで公表している。【医薬基盤研究所】
						平成20年4月～平成20年8月	8	7.8%	
			達成予定	0	0.0%	平成20年9月～平成20年度末	0	0.0%	
						平成21年度	0	0.0%	
						平成22年度～	0	0.0%	
達成困難	0	0.0%							
該当なし	19	18.6%					関連法人がないため該当せず【国立公文書館】		
	総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。	総務省	実施済			平成20年3月		各法人のウェブサイト上の情報公開ページのリンク集をe-govに掲載。	
オ	各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。	独立行政法人102	/				関連法人がないため該当せず。【国立公文書館 ほか】 該当なし。【国際協力機構 ほか】		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

項目	整理合理化計画		フォローアップ							
			実施主体	達成度		実施時期			その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
					実数	割合		実数		割合
カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。	監事及び会計監査人による監査	独立行政法人 102	達成済	69	67.6%	～平成19年度末	19	18.6%	整理合理化計画を踏まえ、監事により平成19年度の入札及び契約の内容等について重点的な監査を実施、平成20年度は重点監査項目として監査計画に盛り込み、厳正な監査を実施している。【酒類総合研究所】 契約手続きの適性化を確保するため、予定価格が一定金額を超える契約については、契約計画の時点で監事のチェックを受けている。【国立印刷局】 監事による監査については、平成20年度の監事監査計画において、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況を監査対象として定め、「随意契約見直し計画」が適正に実施されているかどうか、また、契約案件全般に関して、より一層、競争性・透明性のある契約手続きを行うことができないか等について、監査することとしている。【勤労者退職金共済機構】 監事による監査において、契約内容等の一覧を提示しチェックを実施。さらに、厳正なチェックがより有効に機能するための手法・体制について検討。【統計センター】 監事による入札及び契約状況の検証については、従前から行っているところであるが、整理合理化計画策定を受けて、平成20年9月までに随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施についても監査項目に含む旨を理事長に通知し、当該項目の監査の厳格化を図ることとした。【労働者健康福祉機構】
							平成20年4月～平成20年8月	50	49.0%	
				達成予定	17	16.7%	平成20年9月～平成20年度末	13	12.7%	
							平成21年度	1	1.0%	
							平成22年度～	2	2.0%	
				達成困難	0	0.0%				
	該当なし	17	16.7%							
	評価委員会における事後評価	所管省庁 11	政策評価・独立行政法人評価委員会が行う二次評価においてフォロー。							

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

項目	整理合理化計画	フォローアップ							
		実施主体	達成度		実施時期			その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
			実数	割合		実数	割合		
ア	各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	独立行政法人 102	達成済	64	62.7%	～平成19年度末	59	57.8%	課・係ごとの予算の執行状況や業務の進捗状況について常時把握することにより、事業の優先度により再配分を行うなど効率的運営に努めている【国立公文書館】 各運用受託機関ごとに、運用目標、リスク指標、運用手法等を規定した運用ガイドラインを示している。また、月次報告及びミーティングの機会に、各運用受託機関の投資行動及び運用状況について把握し、評価を行う仕組みを取っている。【年金積立金管理運用】 日本貿易保険では、貿易保険の引受実績、責任残高、保険金支払等につき保険種別・地域別の管理会計的な手法を用いた分析を実施し、経営の効率化を図っている。【日本貿易保険】 能力、技術、調査別、工程別投入量、コスト構造等を分析する体制を整備し、業務運営の高度化・効率化を推進。【統計センター】 管理会計導入については、第1期中期計画期間に検討を実施し、平成21年度末までに各事業の業務内容に応じ段階的に費用対効果分析の導入を予定している。【農業・食品産業技術総合研究機構】 現在、法人内にある基幹業務(会計、購買、人事・給与等)で必要な情報を一元的に管理する、ERPシステム(統合基幹業務システム)の平成22年度目処に導入を検討中。同システムの導入により、部門単位での費用の分析等を行い、経営の効率化に向けた検討につなげていく。【物質・材料研究機構】 経営の効率化を図るため、平成20年4月に新財務会計・人事システム(SPAT)を導入した。【中小企業基盤整備機構】 自動車検査独立行政法人は、道路運送車両法に基づく自動車保安基準に適合するかどうかの審査業務のみを行っているところ。【自動車検査】 駐留軍等に対する労務提供等の業務は、自己収入を得るような事務ではなく、財源の全てを運営費交付金により賄っていることから、業務運営の効率化等により経費の抑制に努めている。【駐留軍等労働者労務管理機構】
						平成20年4月 ～平成20年8月	5	4.9%	
		達成予定	36	35.3%	平成20年9月 ～平成20年度末	9	8.8%		
					平成21年度	7	6.9%		
					平成22年度～	18	17.6%		
		達成困難	0	0.0%	記載なし	2	2.0%		
		該当なし	2	2.0%					

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

項目	整理合理化計画	フォローアップ							
		実施主体	達成度		実施時期			その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
			実数	割合	実数	割合	実数		
イ	各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	独立行政法人102	達成済	71	69.6%	～平成19年度末	60	58.8%	平成19事業年度に係る事業報告書において、従来からの区分経理セグメントに加え、業務内容に応じた業務別でのセグメント情報を追加した。【新エネルギー・産業技術総合開発機構】 セグメント情報の開示については、これまで4区分により公表していたところであるが、平成19年度財務諸表から更に1区分増やし、公表内容の拡充を図った。【自動車事故対策機構】 第7期事業年度財務諸表からセグメント情報を開示し、文部科学大臣へ承認申請を行っているところである。【放射線医学総合研究所】 平成19年度においては、各業務ごとの予算執行状況を月別に集計、分析を行い、所内で公表。これら情報の外部への開示等については検討中。【国立健康・栄養研究所】 今後、総務省が策定した「独立行政法人の事業報告書における記載事項について」を踏まえ、業務内容に応じた各セグメントの情報を記載した事業報告書を作成し、公表する予定としている。【農林水産消費安全技術センター】 管理会計の導入に伴い、業務別を基本に平成22年度までにセグメント情報の開示すべく検討している。【酒類総合研究所】
						平成20年4月～平成20年8月	11	10.8%	
			達成予定	16	15.7%	平成20年9月～平成20年度末	12	11.8%	
						平成21年度	1	1.0%	
						平成22年度～	3	2.9%	
達成困難	0	0.0%							
該当なし	15	14.7%					当法人は、全高専同一事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はない(財務諸表の附属明細書にその旨記載)【国立高等専門学校機構】 単一のセグメントとしていることから、開示すべきセグメント情報はない。【農業環境技術研究所】 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究、その成果の活用による政策提言・普及活動、及びそれらを支援するための資料収集管理を一体的な業務として運営しているため、セグメント情報を記載していない。【経済産業研究所】 セグメントとして組織別で費用対効果を測ることよりも、個々の研究開発課題の費用対効果の分析を行うことが研究所の経営の効率化が図られるため、セグメント情報について情報の開示の準備を行っていない。【電子航法研究所】		
ウ	総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形で情報開示を行うため、標準的な様式を定める。	総務省	達成済				平成20年1月29日		事業報告書に最低限記載すべき事項を定め、平成19年度決済に係る事業報告書から適用されるよう事務連絡により要請。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

④ 監事監査等の在り方

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ						
			達成度		実施時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)		
			実数	割合	実数	割合			
	主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。		監事の独立性の強化等のため、大半の個別法において2年とされている任期について、4年を基本として財務諸表の主務大臣承認のときまでに改める独法改革法案を第169回国会に提出。						
ア	また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。	監事がいづれも非常勤職員である独立行政法人(平成19年11月1日時点) 32	達成済	3	9.4%	～平成19年度末 平成20年4月 ～平成20年8月	0 3	0.0% 9.4%	監事体制を非常勤2名から常勤1名、非常勤1名とした。【国立病院機構】 常勤監事1名、非常勤監事2名【森林総合研究所】 NITEの規程改正を行い、平成20年4月、常勤監事を配置。【製品評価技術基盤機構】
			達成予定	7	5.3%	平成20年9月 ～平成20年度末	0	0.0%	常勤監事0人、非常勤監事2人 独法通則法改正法後に検討予定。【国民生活センター】 監査機能の強化とともに、監事の常勤化の必要性について検討。【統計センター】 常勤化1名を目指して関係方面と調整中【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】 現在、非常勤監事2名体制。平成23年4月の統合後の法人においては常勤監事を設置要求予定。【種苗管理センター】 現在は非常勤監事2名となっているが、交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に併せて対応予定。【交通安全環境研究所】
						平成21年度	3	9.4%	
						平成22年度～	4	12.5%	
達成困難	13	40.6%					非常勤監事2名、今後の常勤化の見込みなし。(当法人の規模は小さく(職員数18名)、マネジメントの肥大化につながる常勤監事の設置は困難。)【北方領土問題対策協会】 現在、非常勤監事2名により適切に監査が実施されており、支障はないと認められる。監事の常勤化については、規模の小さい法人にとってはマネジメント部分の増大、人件費の増加等の点から難しい状況と考える。【酒類総合研究所】 非常勤監事2名 当法人は、奄美群島内のみを業務区域とする職員18名の極めて小規模な法人であり、監査の対象となる業務等を勘案すると、非常勤とすることが合理的かつ妥当であると考えている。【奄美群島振興開発基金】 非常勤監事:2名 組織の規模から非常勤の監事2名で十分対応が可能であり、これまで評価委員会においても特に指摘されていない。【国立環境研究所】		
該当なし	9	28.1%					非常勤監事2名 監事業務の専門的知識・経験に加え、高等専門学校教育について理解ある者を常勤監事に選任するべく検討しているが、現時点では適任と考えられる者がいないため、やむを得ず高等専門学校教育に理解のある非常勤監事を配置している。なお、今後の監事監査における監査事項等の見直しも図りつつ、管理運営の更なる改善を検討している。また、常勤監事について適任者が得られたときは、現監事の任期等を考慮し配置することとしている。【国立高等専門学校機構】		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

④ 監事監査等の在り方

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ					
			達成度		実施時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
			実数	割合	実数	割合		
イ	監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。		監事の任命に際しては、公募の状況、任命等の理由等、考慮した評価結果等を記載した書面を内閣に提出して、内閣の承認を得ることとする独法改革法案を第169回国会に提出。					
ウ	各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。	独立行政法人 102	前記。					
		独立行政法人 102	達成済	84	82.4%	～平成19年度末	67	65.7%
					平成20年4月～平成20年8月	16	15.7%	平成20年1月、理事長直轄組織として監査室を設置し、独立性を有して内部監査業務を的確に実施する体制を整備した。【高齢・障害者雇用支援機構】 平成20年度監事監査の実施(平成20年5月～6月)に当たり、監査事務補助者を配置し、監査体制の強化を図った。【医薬品医療機器総合機構】 監査統括室の職員増員により監査体制を強化。【中小企業基盤整備機構】
	達成予定		17	16.7%	平成20年9月～平成20年度末	10	9.8%	監査計画を改定するとともに、監査の回数、監査日数の増加を検討し、監査体制を適切に整備する予定。【酒類総合研究所】
					平成21年度	1	1.0%	今般、整理合理化計画により監事監査のチェック項目が増加したが、特に随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については監査業務の増加が予想されることから、平成20年度の監査実績を踏まえつつ、平成20年度末頃に要員確保を含む監査体制の整備を図る。【日本原子力研究開発機構】
		平成22年度～			6	5.9%	随意契約の適正化や内部統制の状況等の監査の厳格化を図るために、理事長直轄の監査室を新たに設置し監査体制を強化。【国立特別支援教育総合研究所】 弁護士、公認会計士との連携、補助使用人の設置など、監事が必要と認める監事機能の強化を図る(中期計画に反映)。【水資源機構】	
達成困難	0	0.0%	記載なし	1	1.0%			
該当なし	1	1.0%						

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

④ 監事監査等の在り方

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ						
			達成度			実施時期			その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)
				実数	割合		実数	割合	
エ	各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。	独立行政法人 102	達成済	76	74.5%	～平成19年度末	42	41.2%	「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」において監事相互間の情報交換・連携が一層促進されるよう、同連絡会の活動を引続き支援。【総務省】 特殊法人等監事連絡会総会に出席する等して、他法人監事との情報交換等を図っている。【国民生活センター ほか】 会計検査院が主催する検査報告説明会、公会計監査フォーラム(各年1回)に出席し、法人相互間の情報交換・連携を図っている。【空港周辺整備機構】 文部科学省所管独立行政法人の監事相互間の情報交換体制を整備。【国立特別支援教育総合研究所 ほか】 農林水産省所管の試験研究関係独立行政法人で組織する4法人監事連絡会に参画。【種苗管理センター】 他法人の監事との間で、適宜、情報及び意見交換を実施。現在、これら法人を中心に組織的な連携強化の仕組み(定例会合など)を築く方向で検討。【JICA】 「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」への参加について検討中。【駐留軍等労働者労務管理機構】 情報交換・連携の強化に向けた対応を検討中【国立公文書館】
						平成20年4月～平成20年8月	34	33.3%	
			達成予定	12	11.8%	平成20年9月～平成20年度末	9	8.8%	
						平成21年度	0	0.0%	
						平成22年度～	1	1.0%	
			達成困難	0	0.0%	記載なし	2	2.0%	
			該当なし	14	13.7%				
オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。	所管省庁 11	政策評価・独立行政法人評価委員会が行う二次評価においてフォロー。						
カ	監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	独立行政法人 101	前記。						

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑤外部監査の在り方

項目	整理合理化計画	フォローアップ					
		実施主体	達成度		実施時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)
			実数	割合	実数	割合	
ア	会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。	独立行政法人 102	前記。				
イ	主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。	所管省庁 11	独立行政法人の会計帳簿等を閲覧・謄写し、役職員・子法人に対し報告を要求し、業務・財産状況の調査する権限等を新設することとする独法改革法案を第169回国会に提出。		平成20年度より会計監査人候補者選定委員会を設置し、委員会により候補者を選定することとした。【理化学研究所】 主務大臣へ提出する会計監査人候補者リストの作成にあたり、事前に監査法人又は公認会計士に対して公募を実施している。【日本スポーツ振興センター】 農林水産大臣へ提出する会計監査人候補者の選定に当たっては、公募による企画競争を実施の上選定した。【農畜産業振興機構】		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥事後評価の在り方

項目	整理合理化計画	フォローアップ							
		実施主体	達成度		実施時期			その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
			実数	割合		実数	割合		
ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。	独立行政法人 102	達成済	11	100.0%	～平成19年度末	9	81.8%	一般管理費については中期目標期間中に平成18年度と比べて4%以上削減する等、定量的な指標を設定した。【日本万国博覧会記念機構】 中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、事業費について平成19年度比で13%以上抑制する、等の定量的な指標を設定している。【農業者年金基金】 事務的経費(人件費及び公租公課を除く。)については、24年度において15%の削減。(H19比)等【水資源機構】 債権回収については、中期目標期間中に正常債権以外の債権から200億円を上回る回収を目標とする。等【環境再生保全機構】 さらに、独法整理合理化計画の内容を踏まえ、第二期中期目標期間中の業績評価に用いる評価指標(平成20年4月外務省独法評価委員会にて決定。)において一般管理費の削減目標(中期目標期間中に15%減)について、これを経費種類別(本部事務所借料、人件費、その他の一般管理費)に細分した削減数値目標を独自に追加するなど、達成すべき内容や水準の明確化、具体化を図った。【国際交流基金】
						平成20年4月 ～平成20年8月	2	18.2%	
		達成予定	0	0.0%	平成20年9月 ～平成20年度末	0	0.0%		
					平成21年度	0	0.0%		
					平成22年度～	0	0.0%		
		達成困難	0	0.0%					
該当なし	0	0.0%							
	また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。	所管省庁 11	/					前期中期目標の達成状況等を検討し、一般管理費の削減、管理職割合の引下げ、情報利用者の満足度等の定量的な中期目標を設定。【農畜産業振興機構】 第1期中期目標期間における運営経費の削減目標の達成状況等を踏まえ、第2期中期目標期間における一般管理費の削減率を見直した。【農業者年金基金】	
イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。	所管省庁 11	政策評価・独立行政法人評価委員会が行う二次評価においてフォロー。						
ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。	総務省	独法改革法案による独法評価の一元化を踏まえ、評定区分・評価基準の統一に向けて検討中。						

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥事後評価の在り方

項目	整理合理化計画	フォローアップ						その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)	
		実施主体	達成度		実施時期				
			実数	割合	実数	割合			
エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。	所管省庁 11	政策評価・独立行政法人評価委員会が行う二次評価においてフォロー。						
オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	独立行政法人 102	達成済	85	83.3%	~平成19年度末	78	76.5%	<p>中期計画に基づく毎事業年度の計画の達成状況及び評価結果を、各部署の業務運営及び人事評価と連動させるため、内部マネジメントツールとして「部署別年間業務計画」を作成。全ての部署別計画について、当該年度の計画並びに前年度の実績及び自己評価を担当理事が確認し、主なものについて理事会で報告。【国際協力機構】</p> <p>一般管理費や人件費の一層の削減、業務におけるアンケート調査の有効活用、高齢関係業務と障害関係業務の統合効果の発揮等の全ての評価結果の指摘事項について、機構の業務運営に適切に反映すべく努めるとともに、その実施状況についても業務実績報告書等により報告している。【高齢・障害者雇用支援機構】</p> <p>さらに平成20年度より人事評価制度の本格実施を予定しており、業務実績及び勤務成績等を平成21年度から職員の給与に反映することとしている。【国立健康・栄養研究所】</p> <p>本年8月の評価委員会における実績評価の状況や財務状況を踏まえ、評価結果の役職員給与への反映について検討を行うこととする。【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】</p> <p>職員について、国の給与構造改革に準拠した業績及び勤務成績等を給与等に反映させるとし平成23年3月までに評価システムを導入する。【水産大学校】</p> <p>役員については、評価委員会による業務実績評価結果を給与・退職金等に反映しているが、今後より一層反映させる仕組みについて検討を行っている。管理職以外の研究職員については、平成22年4月以降、業績評価結果の研究職昇給、勤勉手当等へ反映するための検討を行っている。一般職員及び技術専門職員については、全員を対象とした新たな人事評価制度を22年度には本格導入し処遇への反映することとしている。【農業・食品産業技術総合研究機構】</p>
	達成予定	16	15.7%	平成20年9月 ~平成20年度末	1	1.0%			
				平成21年度	3	2.9%			
				平成22年度~	12	11.9%			
	達成困難	0	0.0%	記載なし	1	1.0%			
	該当なし	1	1.0%						

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥事後評価の在り方

項目	整理合理化計画	フォローアップ					
		実施主体	達成度		実施時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)
			実数	割合	実数	割合	
カ	現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、						独法の評価機能を一元化し、新たに総務省に置く独立行政法人評価委員会に担わせることとし(各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会は廃止)、委員は内閣総理大臣が任命することとする独法改革法案を第169回国会に提出。
	各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。						評価機能を一元化する新たな独立行政法人評価委員会の評価結果を任命の際に考慮する仕組みや同委員会による解任勧告制度を規定する独法改革法案を第169回国会に提出。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑦ 情報開示の在り方

項目	整理合理化計画	フォローアップ								
		実施主体	達成度		実施時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)			
			実数	割合	実数	割合				
ア	独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。	独立行政法人 102					法人情報の開示や業務内容の周知を目的とし、国民の利便性及びサービスの向上に向けた国立公文書館ウェブサイトの全面リニューアルを実施。【国立公文書館】HP利用者に対するアンケートや外部有識者を含めた情報提供業務検討・評価委員会の指摘等を踏まえ、分かりやすい情報開示を実施するよう改善を図っている。【農林水産消費安全技術センター】 機構のホームページにおいて、①平易な用語の書き換えと用語の統一。②分野別に「専門用語の解説」コンテンツの設置等の改善を行っている。また、機構内部に広報推進委員会を設け、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する工夫等を検討している。【農畜産業振興機構】			
イ	独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。	行革事務局、総務省	行革事務局、総務省にて、作業中(年内目途)。							
		独立行政法人 102	達成済	98	96.1%	～平成19年度末	72	70.6%	ホームページを抜本的に見直し、内容を体系的に整理し見やすくするとともに、ページの読み上げ機能や文字拡大機能を搭載することにより障害者への配慮にも取り組んだ。【国立病院機構】 機構ホームページについて、アクセス件数の多い項目についてはグループ化するとともに、大項目だけでなく小項目についても明示するなどして、トップページからのアクセス性を向上させた。【日本高速道路保有・債務返済機構】	
						平成20年4月～平成20年8月	26	25.5%		
			達成予定		2	2.0%	平成20年9月～平成20年度末	2	2.0%	ウェブサイトのトップページからの検索が容易にできるよう対応予定。【奄美群島振興開発基金】
							平成21年度	0	0.0%	
							平成22年度～	0	0.0%	
達成困難	0	0.0%								
該当なし	2	2.0%								
ウ	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。	総務省	政策評価・独立行政法人評価委員会が行う二次評価において対応。							

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(2)国からの独立行政法人への財政支出

項目	整理合理化計画	フォローアップ					
		実施主体	達成度		実施時期		その他特記事項(各府省が記載したものを抜粋)
			実数	割合	実数	割合	
	事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、	独立行政法人102					事務・事業の見直しを行い、北方領土問題等に関する調査研究について、これまで恒常的に開催した北方領土問題研究会を廃止、毎年開催してきた国際シンポジウムは、必要に応じて開催。随意契約の見直しを行い、北方四島交流事業(受入)の旅行代理店契約について、20年度より競争入札に移行。【北方領土問題対策協会】
	寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。	独立行政法人101 (注)本年4月に廃止された緑資源機構を除く。	寄附金の募集・受入れの状況等に関する調査を実施。 寄附金収入実績の状況 (平成18年度)約43.5億円(40法人) (平成19年度)約49.3億円(39法人)				